

(要領様式第1号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

6 松地環第1-6号
令和6年12月11日

長野県松本地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	○
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事項	内容(該当する項のみに記載する)	
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社アース 代表取締役 高山 和人 長野県諏訪市大字豊田 1174 番地 2	
申請の区分 (I)	産業廃棄物処分業の新規許可	
条例第33条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	○中間処理施設（破碎施設） 長野県諏訪市大字豊田字菖蒲阿原 1174 番 2
	②廃棄物の処理施設の種類	○中間処理施設（破碎施設）
	③処理を行う廃棄物の種類	○破碎する産業廃棄物 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。) 特別管理産業廃棄物を除く。
	④廃棄物の処理施設の処理能力	○中間処理施設（破碎施設） 4.72 t/日 (0.59 t/h : 8時間稼働)
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	新 旧
条例第33条	⑥周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 諏訪市豊田文出区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針 第2の1(5)
	⑦関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) ・諏訪市長 ・周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所を有する者 ・周辺地域内において農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号
	⑧関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 令和7年2月12日(水) 午後7時から (場所) 諏訪市豊田 206 文出公民館

	⑨事業計画概要書の縦覧場所、期間及び時間	(場所) 松本地域振興局環境・廃棄物対策課 (期間) 令和6年12月12日(木)～令和7年1月10日(金) (土日・祝日その他の県の休日を除く。) (時間) 午前8時30分から午後5時まで
--	----------------------	---

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第34条	○第32条第2項の関係市町村長 ○第33条第2項の関係住民 ○事業計画概要書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○周辺地域の範囲 ○関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠 ○関係住民に対する事業計画の概要に関する説明会の開催日時及び場所	12号	提出期限 令和7年1月10日(金) 提出先 〒390-0852 松本市島立1020 長野県松本地域振興局環境・廃棄物対策課

* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・ 提出書類はいずれも日本産業規格A列4番(折込可)とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・ 提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。